名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	永石　治喜	榎本　克哉	平成二十九年六月八日

○厚生労働省告示第百十八号

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十五条第三項の規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の四十四の六第一項の登録適合性証明機関を登録したので、同令第一条の二の四十四の十六の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人安全・環境マネジメント協会	大阪府東大阪市楠根一丁目八番二十七号	石田　豊	一般社団法人安全・環境マネジメント協会	大阪府東大阪市楠根一丁目八番二十七号	平成二十九年五月十七日
公益社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	永石　治喜	公益社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	平成二十九年五月八日

○厚生労働省告示第百十九号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の四十四の七の規定により、同令第一条の二の四十四の六第一項の登録適合性証明機関について、同令第一条の二の四十四の四第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する届出があったので、同令第一条の二の四十四の十六の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	永石　治喜	榎本　克哉	平成二十九年六月八日

○厚生労働省告示第百二十号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、平成二十九年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

平成二十九年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「省令」という。）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九六四八〇七一四九七一
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇六二〇八四九〇五八七
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十万四千五百十八円

○農林水産省告示第五百九十二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十八条第三項の規定に基づき、次のとおり登録したので、同法第二十三条の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十三日

農林水産大臣　**齋藤**　健

登録を受けた者の氏名又は名称及び登録を受けた者の住所	生物検査を行おうとする事務所の名称及び所在地	検査対象生物の種類の名称
一般社団法人日本海事検定協会 東京都中央区八丁堀一丁目9番7号	一般社団法人日本海事検定協会食品衛生分析センター 神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目14番2号	パパイヤ及びワタ
ビジョンバイオ株式会社 福岡県久留米市百年公園1番1号	ビジョンバイオ株式会社 福岡県久留米市百年公園1番1号	パパイヤ及びワタ
株式会社ファスマック 神奈川県厚木市緑ヶ丘五丁目1番3号	株式会社ファスマック 神奈川県厚木市緑ヶ丘五丁目1番3号	パパイヤ及びワタ

○農林水産省告示第五百九十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十三日

農林水産大臣　**齋藤**　健

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
岩手県盛岡市 三重県伊勢市	平成三十年四月一日
岩手県滝沢市 愛知県津島市	平成三十年七月一日
大分県大分市	平成三十年十月一日

○農林水産省告示第五百九十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十三日

農林水産大臣　**齋藤**　健

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
岩手県盛岡市 滝沢市	平成三十年七月一日
大分県大分市	平成三十年十月一日